

## ふぐ加工製品取扱届出済票の書換え（知事が権限を持つもの） 審査基準

### 【事務の根拠等】

東京都ふぐの取扱い規制条例第十七条第三項

届出者は、第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更の内容が前項の届出済票（以下「届出済票」という。）の記載事項に係るものであるときは、知事は当該届出済票を書き換えて交付する。

### 【届書様式】

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第十八条第四項

条例第十七条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、速やかに、別記第十八号様式によるふぐ加工製品取扱届出事項変更届（以下「変更届」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更の内容が届出済票の記載事項に係るものであるときは、変更届に当該届出済票を添えなければならない。

第18号様式(第18条関係)

年 月 日

殿

住 所  
届出者 (ふりがな)  
氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の  
所在地及び代表者の氏名〕

ふぐ加工製品取扱届出事項変更届

ふぐ加工製品の取扱いの届出事項に変更があつたので、東京都ふぐの取扱い規制条例第17条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 者 の 氏 名	新	
	旧	
届 出 者 の 住 所	新	
	旧	
加 工 製 品 取 扱 施 設 の 名 称	新	
	旧	
加 工 製 品 取 扱 施 設 の 所 在 地	新	
	旧	

添付書類 1 ふぐ加工製品取扱届出済票の記載事項に変更があつたときは、当該届出済票

2 変更の事由を確認できる書類

備考 加工製品取扱施設の所在地の欄には、住居表示の変更について記載します。